

新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、調理・配送について、事業の目的を十分に理解し、確実に業務を実施できる事業者を選定する必要があることから、プロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加事業者とは、「新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)及びその他必要書類を提出した者をいう。
- (3) 学童クラブ等とは、学童クラブ及び学童クラブ機能付き放課後子どもひろばをいう。
- (4) ひろばプラスとは、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばをいう。

3 参加資格

事業者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区ホームページに掲出し、公表した日(令和8年10月5日(月))とする。

また、契約時まで以下に以下の資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条の規定による飲食店営業許可を受けていること。
- (2) 過去1年以内に食中毒等により保健所からの指導がされていないこと。
- (3) 配食業務の実績が2年以上あること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成13年10月1日13新総財第550号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月3日23新総契契第2218号)別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

4 参加手続き

本件プロポーザルに参加を希望する者は、下記提出書類を提出期限までに事務局へ持参にて提出すること。なお、理由の如何にかかわらず提出物の返却は行わない。

【提出期限】令和8年10月30日(金)午後5時

(注)あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

【提出書類】

- (1) 新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書(第1号様式)
 - (2) 会社概要(第2号様式)
 - (3) 学童クラブ等のお弁当配送サービスに関する考え方(第3号様式)
 - (4) 配送体制(第4号様式)
 - (5) 価格提案書(第5号様式)
 - (6) 飲食店営業許可証明書(写)
 - (7) 調理場面(調理場全体・調理の様子・調理員の服装等)と配送場面(配送車(全体・お弁当の積み込み状況等)・配送員・配達時のお弁当の形状等)の写真(各2枚以上)
 - (8) 献立表(1週間分)
 - (9) 過去3年分の貸借対照表
 - (10) 過去3年分の損益計算書
 - (11) 過去1年分の法人税・法人事業税証明書及び地方消費税納税証明書
- なお、(2)～(5)については、電子データについてもメールで提出すること。

【提出部数】

- (1) 1部
- (2)～(8) 各7部(正本2部 副本5部)
- (9)～(11) 各2部(正本1部 副本1部)

なお、正本は、法人名を記載したものを提出すること。副本は、写しで構わないが、法人名等を特定できないよう塗りつぶし等をする。

【留意事項】

(1) 提出書類の整え方

ア 指定の様式は、新宿区ホームページの「子ども家庭部子ども総合センター子育て支援課」のページからダウンロードすること。

イ 提出書類はA4縦を原則とし、A4以上を使用する場合は折込みしA4で統一すること。

ウ 文字サイズは12ポイントに統一すること。

エ 提出書類(2)～(4)について、記載内容が枠内に収まらない場合は、枠を拡大するか別紙を添付すること。

オ 提出書類(2)～(8)、(9)～(11)について、それぞれ別綴じとし、上記提出書類の順に、A4フラットファイルに左綴じにして必要部数分を「新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)に添えて提出すること。

カ ファイルにまとめた書類は、内容毎にインデックスを付けること。

(2) 提出書類の訂正

提出書類に訂正又は差替えがある場合は、提出期限内であれば、訂正又は差替えを認める。

ただし、提出期限後の提出書類の訂正、差替え及び追加書類の提出は原則認めない。

5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」(第6号様式)を事務局へ持参すること。

注)あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

6 質問及び回答

(1) 質問

プロポーザルの参加を希望する者は、プロポーザルに関して質問を行うことができる。質問にあたっては、「新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」(第7号様式)を以下のとおり提出すること。

【提出期限】令和8年10月15日(木)午後5時

【提出方法】メールによる送信とする。メールアドレス kodomo-jidokanunei@city.shinjuku.lg.jp

(2) 質問に対する回答

回答は令和8年10月22日(木)午後5時までに、特別の事情が認められる場合を除き、区ホームページで公開する。

7 参考金額

(1) 令和8年度契約金額

①学童クラブ

総価契約分	¥ 4, 1 9 1, 0 0 0 - (消費税等含む)
単価契約分	¥ 6 5 0, 1 6 0 - (消費税等含む)
合 計	¥ 4, 8 4 1, 1 6 0 - (消費税等含む)

②ひろばプラス

総価契約分	¥ 3, 4 3 8, 8 6 0 - (消費税等含む)
単価契約分	¥ 2 3 5, 0 0 0 - (消費税等含む)
合 計	¥ 3, 6 7 3, 8 6 0 - (消費税等含む)

(経費内容)

総価契約分

・配送委託料、交通費、車両費、保冷剤

単価契約分

・システム利用料、クレジットカード手数料

※お弁当代は保護者負担とする。

(2) 令和6年度決算額(令和6年度はひろばプラスの実績はないため学童クラブ分のみ記載する)

総価契約分	¥ 3, 8 9 4, 7 2 0 - (消費税等含む)
単価契約分	¥ 2 9 5, 1 4 0 - (消費税等含む)
合 計	¥ 4, 1 8 9, 8 6 0 - (消費税等含む)

(経費内容)

総価契約分

・配送委託料、交通費、車両費、保冷剤

単価契約分

・システム利用料、クレジットカード手数料

※お弁当代は保護者負担とする。

8 契約予定期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(翌年度以降については、業務の履行実績を評価し、良好であり、かつ継続して委託することが妥当と判断される場合には、随意契約を締結することがある。ただし、令和11年度までの都合3年を限度とする。)

9 お弁当配送実施予定日

お弁当配送実施予定日は学校休業期間(以下(1)～(4))、始業式、終業式及び修了式実施日並びに入学式及び卒業式実施日(以下(5)～(10))とし、日曜、祝日及び12月29日から1月3日は除く。

また、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば(以下「ひろばプラス」という。)の実施は平日のみのため、土曜日は除く。

(1)令和9年 4月 1日から令和9年 4月 5日まで(春季休業期間)

平日 3 日間、土曜日 1 日間

(2)令和9年 7月21日から令和9年 8月31日まで(夏季休業期間)

平日 2 9 日間、土曜日 6 日間

(3)令和9年12月25日から令和10年 1月 8日まで(冬季休業期間)

平日 6 日間、土曜日 2 日間

(4)令和10年 3月25日から令和10年 3月31日まで(春季休業期間)

平日 5 日間、土曜日 1 日間

(5)令和9年 4月 6日(1学期始業式)から令和9年 4月 8日(入学式)まで

(6)令和9年 7月20日(1学期終業式)

(7)令和9年 9月1日(2学期始業式)

(8)令和9年12月24日(2学期終業式)

(9)令和10年 1月 11日(3学期始業式)

(10)令和10年 3月23日(3学期修了式)から令和10年3月24日(卒業式)まで

10 委託を予定している内容

別紙「新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務内容」のとおり

(参考:令和9年度年間予定配食数 28,900食)

【内訳】

(学童クラブ)

・平日:400食×52日間=20,800食

・土: 30食×10日間= 300食

(ひろばプラス)

・平日:150食×52日間=7,800食

11 企画提案の選定方法

新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務委託に係る事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第1段階評価(第一次選定)

提出書類に基づいて評価を行い、上位3者(参加事業者が3者に満たない場合は全者)を、第2段階評価を行う事業者として選定する。

ただし、以下のいずれかに該当した事業者については、第2段階評価の対象としない。

ア 第1段階評価の合計点が満点の6割に満たないもの。

イ 財務基盤の安定性を適格と評価した委員が半数に満たないもの。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加事業者に対して文書で通知する。

(2) 第2段階評価(第二次選定)

プレゼンテーション及び質疑応答、お弁当の試食、価格の説明に基づいて評価を行う。

なお、プレゼンテーション及び質疑応答、お弁当の試食、価格の説明については、本件業務を受託した場合の業務責任者が行うものとし、出席者は、業務責任者及び同行者をあわせて最大で3名以内とする。

(3) 受託候補者の選定

第2段階評価の合計評価点の最高点者を受託候補者として選定する。

ただし、第2段階評価において以下のいずれかに該当した事業者については、受託候補者として選定しない。

ア プレゼンテーション及び質疑応答についての評価が満点の6割に満たないもの。

イ 試食の評価が満点の6割に満たないもの。

なお、選定結果については、第2段階評価終了後、参加事業者に対して文書で通知する。

(4) 評価基準

項 目	評 価 内 容
法人の信頼性	企業理念、配食業者としての強み、学童クラブ等向けお弁当配送業務の実績、財務基盤の安定性
学童クラブ等のお弁当配送に関する考え方	児童福祉の視点、児童のお弁当内容についての配慮、食品衛生管理、個人情報への取扱い
配送体制	配送体制の確実性と工夫、配送における品質管理
その他	試食品の評価、価格の評価

(5) その他

ア 選定結果についての異議申し立てはできないものとする。

イ 選定の過程については公表しない。なお、選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳を区ホームページにて1年間公表する。

11 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 公募期間 | 令和8年10月5日(月)～10月30日(金)午後5時 |
| (2) 質問書の受付 | 令和8年10月5日(月)～10月15日(木)午後5時 |
| (3) 第一次選定 | 令和8年11月24日(火) |
| (4) 第一次選定結果の通知 | 令和8年12月 上旬 |
| (5) 第二次選定 | 令和8年12月14日(月) |
| (6) 第二次選定結果の通知 | 令和9年1月 中旬 |

※選定及び結果通知の日程については変更となる場合があります。

12 留意事項

(1) 募集要項の承諾

区は、参加事業者が本募集要項記載内容の条件を承諾したものとして取り扱う。

(2) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加事業者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類については、区の所有物として区が適切に管理及び破棄し、理由の如何にかかわらず参加事業者への返却は行わない。参加事業者は、著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとする。

なお、提出書類は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となる。

(4) 適正な手続きの順守

提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。また、新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務委託に係る事業者選定委員会の委員長及び委員と接触することを禁ずるものとし、違反した場合には、選定から除外する。

(5) 契約にあたっては、採用された提案内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

13 その他

本件に係る契約締結は、令和9年度予算が成立することを条件とし、成立した予算の範囲内で契約する。提案された内容については、金額を含め、協議の上変更する場合がある。

14 各種書類の提出先及び問合せ先

(プロポーザル事務局)

新宿区子ども家庭部子ども総合センター子育て支援課児童館運営係

新宿区新宿七丁目3番29号 新宿区立子ども総合センター 1階

電話:03-5273-4544(直通) メールアドレス : kodomo-jidokanunei@city.shinjuku.lg.jp

担当:北城、村松